

# JYSO規約

## 1. 総則

### 第1条 名称

本会は、「Japanese Youth Soccer Organization、略称JYSO」と称す。

### 第2条 目的

本会の目的はサッカーを通じて、健全な身体と精神を育成し、併せて国際的な友情と理解の促進を図るものとする。

## 2. 会員

### 第3条 会員資格

本会への入会は、原則として日本語を理解できる子女とする。また、会員資格の対象となる学年は、小学校1年生から中学3年生までとする。

### 第4条 募集

会員の募集は原則として、毎年1回これを行うものとする。但し、期中中途での加入を認める場合がある。

### 第5条 承認

会員となるには、当該保護者の同意を受け、かつJYSO会長の承認を得るものとする。

### 第6条 退会

会員がやむを得ない事情により退会する場合は、当該保護者はその旨JYSO宛に届け出るものとする。また、退会においては、入会金、運営費等の費用につき返金は行われぬものとする。

## 3. 組織

### 第7条 役員

本会に、次の役員をおく。

- (1) 会長
- (2) 副会長
- (3) 庶務
- (4) 会計
- (5) コーチ

役員任期は、4月1日から翌年の3月末の1年間とし、再任を妨げない。

次年度の役員選出は1月末迄に選出する。

## 第8条 役員会

本会の通常の運営にかかる事項の決議機関は、役員会とする。

役員は期の当初に定時役員会を開催し、次の事項を決定する。

運営計画、運営報告

- (1) 予算、決算
- (2) 役員を選出
- (3) 規約の改廃
- (4) その他の重要な事項

また、必要に応じ適宜役員会を開催し、各会員の意見を討議し、決定事項を会員及保護者に通知する。

## 第9条 総会

会長は、特に重要と考えられる事項の決定には、総会を招集することができる。総会は保護者の三分の一以上の出席(委任状を含む)をもって成立する。

## 第10条 議決

役員会の決議は出席者の過半数をもって決する。総会の決議は出席者の過半数をもって決する。

## 4. 会計

### 第11条 収入

本会の費用は次の収入を以って当てる。

- (1) 会費及び入会金
- (2) 特別徴収金
- (3) 賛助金及び寄付金
- (4) その他

### 第12条 支出

本会の支出として次の科目を当てる。

- (1) 運営費(会場費等)
- (2) 備品費
- (3) 遠征費
- (4) その他

## 5. その他

### 第13条 練習中の事故

万一練習中に事故(人身、物損)が発生しても、役員、コーチは責任を負うものではない。

### 第14条 規約改正

この会則の改正は、役員会で三分の二以上の賛成により可決する。

付則

この規約は、1998年6月1日より施行する。

## 会則来歴

1. 1985年9月 新規作成
2. 1995年6月 改訂
3. 1996年8月 1996年役員による見直し、会員への配布
4. 1997年6月 改訂
5. 1998年6月 改訂
6. 2000年8月 改訂 第3条
7. 2002年4月 改訂 細則 [2]会員、父兄について の1、1)
8. 2003年5月 改訂 第3条、第6条、第7条
9. 2004年4月 改訂 表記の変更、細則 [2]会員、保護者について の 2、5) の追加

# JYSO 規約細則

## [1] 役員の任務

### 1. 会長は、

- 1) 役員会、総会を招集すること
- 2) サッカー会場の決定及びその交渉にあたること
- 3) 本会においての全業務を監督すること
- 4) JYSO 運営のための計画方針を立案すること

例：保護者当番(ボール、ネット、忘れ物、後片付け等)の計画

### 2. コーチは、

- 1) 会員にサッカーを指導すること
- 2) サッカーのルールに基づいて健全なスポーツ人間としてのマナーを教えることに努力すること
- 3) 保護者の指導員育成に努めること

### 3. 会計は、

- 1) 会の入出金についての記録をとること
- 2) 年度末に会計報告をすること

### 4. 庶務は、

- 1) 会員の名前、住所、電話番号を記録すること
- 2) 会合の記録をとること

### 5. その他

役員は、活動記録の引継を行う。

役員選出は毎年度末に合議により選出する。合議により得ない場合は、抽選とする。役員を4名、補欠を5名選出する。

## [2] 会員、保護者について

### 1. 会員は、

- 1) サッカーを楽しむ中学3年生(日本の学年)以下の子供とし、チームを構成できる人数(一学年10名程度)を定員の目安とする。
- 2) 会員が定員に達した時は次の申込者は補欠となる。  
本会が増員することになった場合は補欠から新入会員とする。
- 3) 会員の継続性を考慮し、会員募集に際しては前年度会員への募集案内が優先されるものとする。

### 2. 保護者は、

- 1) 会員の管理に努め、会の目的に自発的に援助を申し出る用意があること。
- 2) サッカーのルールに基づいて健全なスポーツ人間としてのマナーを教えることに努力すること。
- 3) 練習中は会員の事故発生防止に努める義務を負う。
- 4) サッカー場において、サッカー以外の業務、集会、取り引きをおこなわない。

5) 会員の名前、写真の JYSO Web ページへの掲載を了承するものとする。